

中華人民共和国財政部国家稅務總局令第 51 号 中華人民共和国消費稅暫定施行條例實施細則

第1条 『中華人民共和国消費稅暫定施行條例』(以下條例という)に基づき、本細則を制定する。

第2条 條例第 1 条にいう「事業者」とは、企業、行政機關、事業機關、軍事機關、社会団体及びその他の事業者を指す。

條例第 1 条にいう「個人」とは、個人事業經營者及びその他の個人を指す。

條例第 1 条にいう「中華人民共和国国内」とは課稅消費物品の生産、委託加工及び輸入の發送起点または所在地が国内である場合をいう。

第3条 條例に付されている「消費稅稅目稅率表」中の課稅消費物品にかかる具体的な課稅範圍は、財政部及び国家稅務總局が確定する。

第4条 條例第 3 条にいう「稅率の異なる課稅消費物品を兼營する納稅者」とは納稅者が複数の稅率の課稅消費物品を生産販売している場合をいう。

第5条 條例第 4 条第 1 項にいう「販売」とは、課稅消費物品の所有權を有償で讓渡することを指す。

前項にいう有償とは、購入者から貨幣、現物又はその他の經濟利益を取得することを指す。

第6条 條例第 4 条第 1 項にいう「課稅消費物品の連続生産に使用する場合」とは、納稅者が自ら生産し自ら消費する課稅消費物品を最終的な課稅消費物品の生産のための直接材料とされかつ最終製品の実体を構成する課稅消費物品を指す。

條例第 4 条第 1 項にいう「その他の用途に使用する場合」とは、納稅者が自ら生産し自ら消費する課稅消費物品を非課稅消費物品の生産、建設仮勘定、管理部門、非生産部門、役務の提供、贈答、贊助、資金調達、広告、サンプル、従業員福利、奨励等に使用する場合を指す。

第7条 條例第 4 条第 2 項にいう「委託加工される課稅消費物品」とは、委託者側が原料及び主要材料を提供し、受託者側は加工費と一部の補助材料の立替を受け取って加工される課稅消費物品である。受託者が原材料を購入して生産される課稅消費物品、または受託者側が原材料を委託者側に販売し、さらに加工される課稅消費物品、ならびに受託者が委託者の名義で原材料を購入し生産される課稅消費物品は、會計上販売の処理を行うか否かにかかわらず、課稅消費物品の委託加工として扱ってはならず、自ら製造した課稅消費物品を販売するものとして消費稅を納付しなければならない。

委託加工した課稅消費物品を直接販売する場合、消費稅は徴収しない。

個人に委託して加工した課稅消費物品は、委託側が受領した後に委託側が消費

税を納付する。

第8条 消費税納税義務発生時点については、条例第4条の規定に基いて以下のように区分する。

(一) 納税者が販売した課税消費物品の、その納税義務の発生時点は以下のとおりとする。

1. 掛け売りおよび分割払いで決済する方式を採用している場合は、書面による契約に規定する代金を受領すべき日とする。書面による契約において代金受取日を約定していないか又は書面による契約がない場合、課税消費物品を出荷する当日である。

2. 代金前払い方式を採用している場合は、納税義務の発生時点は課税消費物品を出荷する当日である。

3. 代金取立依頼又は銀行委託回収を採用している場合は、課税消費物品を出荷しその代金取立手続きを行う当日である。

4. その他の決済方式を選択している場合、納税義務の発生時点は、販売代金を受領する日か、または販売代金取立の証憑を取得する日である。

(二) 納税者が課税消費物品を自ら生産し自ら消費する場合、移送使用するその日である。

(三) 納税者が課税消費物品を委託加工する場合、納税者がその貨物を受領する当日である。

(四) 納税者が課税消費物品を輸入する場合、税関に輸入を申告するその日である。

第9条 条例第5条第1項にいう「販売数量」とは、課税消費物品の数量を指し、具体的には以下のとおりとする。

(一) 課税消費物品を販売するときは、課税消費物品の販売数量とする。

(二) 課税消費物品を自ら生産し自ら消費するときは、課税消費物品の移送使用数量とする。

(三) 課税消費物品を委託加工するときは、納税者が受取った課税消費物品の数量とする。

(四) 課税消費物品を輸入するときは、税関が査定した課税消費物品の輸入課税数量とする。

第10条 従量定額方式により要納税額を計算する課税消費物品の計量単位の換算標準は以下のとおりとする。

(一) 黄酒 1 トン = 962 リットル

(二) ビール 1 トン = 988 リットル

(三) ガソリン 1 トン = 1,388 リットル

- (四) ディーゼル油 1 トン = 1,176 リットル
- (五) 航空機燃料 1 トン = 1,246 リットル
- (六) ナフサ 1 トン = 1,385 リットル
- (七) 溶剤油 1 トン = 1,282 リットル
- (八) 潤滑油 1 トン = 1,126 リットル
- (九) 燃料油 1 トン = 1,015 リットル

第11条 納税者の販売する課税消費物品が、人民幣以外の貨幣による決済で販売されるときは、その販売額の人民元への換算は、当日または当月1日の人民幣為替レートの仲値を選択することができる。納税者はいかなる換算率を採用するか事前に決定し、決定後1年間変更してはならない。

第12条 条例第6条にいう「売上額」には、売上先から受領した付加価値税額を含まない。もし納税者の課税消費物品の売上額から付加価値税額が控除されていない場合、または付加価値税専用インボイスを発行できないことにより代金と付加価値税額を合わせて受領する場合は、消費税を計算するときには付加価値税額を除いた売上額に換算する。

その換算公式は下記のとおりとする。

課税消費物品売上額 = 付加価値税を含む売上額 ÷ (1 + 付加価値税率または徴収率)

第13条 課税消費物品を容器・通い箱とともに販売する場合は、容器・通い箱が単独で値段を付けられているか否かにかかわらず、また会計上どのように計算されているかにかかわらず、課税消費物品の売上額に含めて消費税を徴収する。もし容器・通い箱部分を製品の売上額とせず、保証金として受領した場合、この保証金は課税消費物品の売上額として課税徴収してはならない。ただし期間を過ぎても容器・通い箱が返却されず返金しない部分と、受領して12か月以上の保証金については、課税消費物品の売上額に含め、課税消費物品に適用する税率で消費税を課税徴収する。

課税消費物品に含めて価格をつけ販売し、それ以外に保証金を受領した容器・通い箱の保証金で、納税者が規定された期限内に返金していない場合には、課税消費物品の売上額に含め、課税消費物品に適用する税率で消費税を課税徴収する。

第14条 条例第6条にいう「価格外費用」とは、購入側から受取った価格外の手数料、手当、基金、資金調達費用、返還された利潤、奨励金、違約金、滞納金、延べ払い利息、賠償金、代理取立金、立替金、包装費、容器・通い箱リース料金、貯蔵費用、優良品質費、運送荷役費、およびその他各種性質の価格外費用である。ただし、下記項目はその中に含まれない。

(一) 同時に以下の条件に合致する立替運送費用

1. 購入者宛に運送会社の運送費のインボイスを発行したもの。
2. 納税者が当該インボイスを購入側に渡したもの。

(二) 同時に以下の条件に合致する代理徴収する政府性基金又は行政事業性徴収費用

1. 国務院又は財政部により設立を認可された政府性基金、国務院又は省級人民政府ならびにその財政及び価格主管部門により設立を認可された行政事業性徴収費用。
2. 徴収時に省級以上の財政部門が財政証憑を発行したもの。
3. 徴収した代金の全部につき財政に上納すること。

第15条 条例第7条第1項にいう「納税者が自ら生産し自ら消費する課税消費物品」とは、条例第4条第1項に基づいて定められる移送使用時に納税する課税消費物品を指す。

条例第7条第1項、第8条第1項にいう「同種類の消費物品の販売価格」とは、納税者または源泉徴収義務者が当月に販売した同種類消費物品の販売価格を指す。もし当月における同種類の消費物品の各時点における販売価格が同一でない場合は、販売数量に応じて加重平均により計算する。ただし、販売課税消費物品が以下のいずれかに該当する場合は、加重平均計算の数量に入れてはならない。

- (一) 販売価格が明らかに著しく低額でかつ正当な理由がないもの。
- (二) 販売価格がないもの。

もし当月に売上げがないか、または売上げが当月に完結していない場合、同種類消費物品の前月または最近月の販売価格に照らして計算し納税する。

第16条 条例第7条にいう「原価」とは、課税消費物品の製品製造原価を指す。

第17条 条例第7条にいう「利益」とは、課税消費物品の全国平均の原価利益率に基づいて計算する利益である。課税消費物品の原価利益率は国家税務総局がこれを定める。

第18条 条例第8条にいう「材料原価」とは、委託者が提供する加工材料の実際原価を指す。

委託加工する課税消費物品の納税者は、委託加工の契約において材料原価の事実とおりに明記（または他の方法で提供）しなければならない。材料原価を提供していないときは、受託者の主所在地の所轄税務機関がその材料原価を査定する権限を有する。

第19条 条例第8条にいう「加工費」とは、受託者が課税消費物品を加工することにより委託者から受領する全ての費用（立替払いする補助材料の実際原価を含む）

を指す。

第20条 条例第9条にいう「関税完納価格」とは、税関の査定した関税課税価格をいう。

第21条 条例第10条の規定に基づき、課税消費物品の課税価格の査定の権限に関する規定は以下のとおりとする。

(一)巻きたバコ、白酒及び小型乗用車の課税価格は、国家税務総局が査定し、財政部に送付して記録に留める。

(二)その他の課税消費物品の課税価格は、省、自治区及び直轄市の国家税務局に属する税務分局が査定する。

(三)輸入課税消費物品の課税価格は、税関が査定する。

第22条 輸出する課税消費物品について税額還付が行われた後、通関戻しとなり、または国外からの返品輸入時に免税とされるものにつき、輸出申告者は、ただちに所在地又は居住地の所轄税務機関に、すでに還付を受けた消費税税額の申告返納をしなければならない。

納税者が直接輸出する課税消費物品について免税措置を受けた後に、通関戻しとなり、または国外からの返品輸入時に免税とされるものにつき、所在地又は居住地の所轄税務機関の承認を経ることにより、暫時返納処理を行わないことができ、その後国内で転売する時に消費税の申告返納を行うことができる。

第23条 納税者が販売した課税消費物品が、品質などの原因によって購入者から返品される場合、所在地又は居住地の所轄税務機関の審査承認を経て、すでに徴収された消費税額の還付を受けることができる。

第24条 納税者が県(市)外で販売しまたは県(市)外で自ら生産した課税消費物品を販売し又は県(市)外での代理販売を委託するときは、課税消費物品の販売後、所在地又は居住地の所轄税務機関に対し納税申告する。

納税者の本店と出先機関が同一の県(市)内にない場合、それぞれの所在地の所轄税務機関に対し納税申告する。財政部、国家税務総局又はこれが授権する税政、税務機関の認可を受け、本店所在地の所轄税務機関に納付することができる。

第25条 本細則は、2009年1月1日より施行する。

	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施するものです。</p>	
<p>http://ringring-keirin.jp</p>		